

■表③ 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料	(参考) 平成22・23年度 年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税の人、生活保護受給者の人	0.50	28,800円	24,900円
第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.50	28,800円	24,900円
第3段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の人	0.68	39,160円	37,350円
	市民税世帯非課税者で上記以外の人	0.75	43,200円	
第4段階	市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.91	52,410円	45,310円
	市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で上記以外の人	1.00	57,600円	49,800円
第5段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の人	1.18	67,960円	54,780円
第6段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.35	77,760円	62,250円
第7段階	市民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.65	95,040円	74,700円
第8段階	市民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.95	112,320円	87,150円
第9段階	市民税本人課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.00	115,200円	
第10段階	市民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.25	129,600円	99,600円
第11段階	市民税本人課税者で合計所得金額が800万円以上の人	2.30	132,480円	

※保険料基準額は第4段階下段の区分で年額57,600円(月額4,800円)

※「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額

●財源の半分は保険料
介護保険は、40歳以上の人が納める保険料が主要な財源です。介護が必要になったときに、

誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう(図①)。

問い合わせ
糸島市介護保険課
☎(332)1111

平成24~26年度の
第1号被保険者
(65歳以上)

介護保険料が決定

介護保険事業は、3年ごとに事業計画を定めて運営しています。市では第5期(平成24~26年度)介護保険事業計画を策定し、被保険者数や介護給付費の見込みなどを基に、保険料を決定しました。

保険料基準額
年額5万7600円

保険料の決定に当たっては、基準額から軽減する所得段階の保険料と基準額に乗せざる所得段階の保険料の均衡を図るといった基本的な考え方と、より負担能力に応じた保険料とするため、保険料所得段階の見直しを行いました。

保険料の基準額は、年額5万7600円(月額4800円)となります(表①~表③)。

■表① 被保険者数などの見込み

第1号被保険者数	72,042人
要介護等認定者数	10,879人
サービス受給者数	9,750人
保険給付費等	194億5千万円

※平成24~26年度の3年間合計

■表② 保険料基準額(月額)

糸島市	4,800円
福岡県平均	5,165円
全国平均	4,972円

●保険料上昇の要因

主に次の要因により保険給付費の増加が見込まれることにより、
①高齢化への進行に伴うサービス受給者の増加

②介護報酬1.2%増の改定など

③特別養護老人ホームなどの施設整備

また、糸島市合併時には、剰余金である基金を活用し保険料の上昇を抑制できましたが、基金が減少したことから引き上げることとなりました。

●保険料の納め方

介護保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日)が属する月の分から納めます。

保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。なお、納付書などの送付は、市民税が決定する6月になります。

●特別徴収

対象者 年金額が年額18万円以上の人

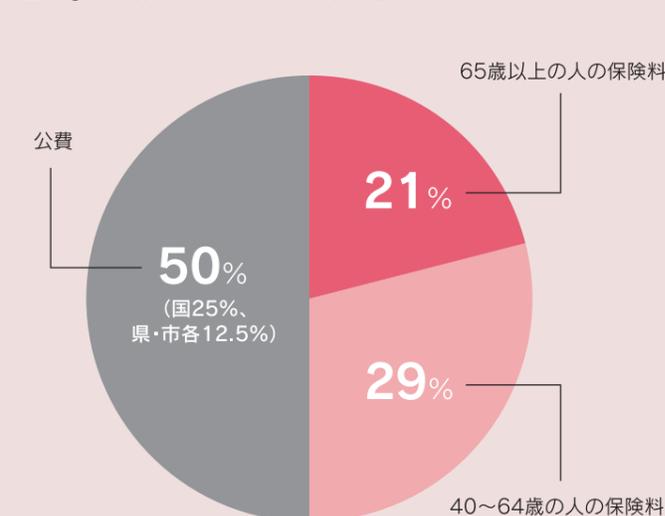
対象年金 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金

徴収時期 4月~翌年2月の年金(6回)から天引き

●保険料の調整

4月~8月の保険料は平成23年度と同額の保険料が特別徴

■図① 介護保険の財源(利用者負担分は除く)



※平成24~26年度の割合です。

※40~64歳の人(第2号被保険者)は、加入している医療保険(職場の健康保険や国民健康保険)の保険料(税)と一緒に納めます。

収(仮徴収)され、6月に決定される年間保険料との差額が10月から特別徴収(本徴収)されます。このため、10月以降の保険料上昇を抑えるため、8月から保険料を変更し調整することとしています。

●その他

特別徴収の要件に該当する人でも、次の場合などは、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書や口座振替で納めます。

①年度の途中で65歳になった
②他の市区町村から転入した
なお、65歳になった時期や転入した時期に応じて、おおむね翌年度の4月~10月の間で特別徴収に切り替わります。

●普通徴収

市から送付される納付書や口座振替で納めます。
納期 6月~翌年3月の10期

リボ払いは、収支のバランスをよく考えて

新社会人のGさん。毎月の支払いが低く抑えられる「リボ払い」のCMを見て、早速クレジットカードを申し込みました。月の支払額が5,000円なので安心してショッピングを楽しんでいたところ、請求明細書に手数料が3,000円以上含まれているのに気づきビックリしました…。

「リボ払い(リボルビング払い)」とは、消費者金融やクレジット会社への返済方式の一つです。個々の支払いに対し、それぞれ回数を指定して支払う分割方式と異なり、支払総額の中から、月々決まった額を支払うため、毎月の負担は減りま

すが、いろいろなデメリットも存在します。借入額が増え、毎月の支払額を変えなければ、それだけ返済期間が長くなり、その分だけ利息を多く支払わなければなりません。また、毎月の支払額が変わらない場合、借金をしているという感覚が薄くなり、ついつい借入れが増えてしまいがちです。

このように、便利でお得感が強い「リボ払い」ですが、お金を借りていることには変わりはなく、より長い期間でより多くの利息を支払うこととなります。収入とのバランスを考え、無理のない範囲で利用するように注意しましょう。

生活の豆知識

まずは、ご相談を!

問い合わせ

糸島市消費生活センター ☎(332)2098 相談日時 月~金曜日(土・日・祝日を除く)9時~17時